省　令

○環境省令第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行に伴い、及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十日　環境大臣　石原　伸晃

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号ハ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七条の三第一項、第八十四条の四第一項、第百条の六第一項及び附則第七項の規定に基づき、並びに同法第七十六条第一項及び第八十四条の四第二項第四号の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十日　防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の四を次のように改める。

第八十六条の四　削除

第九十八条の二を削る。

附　則

この省令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。